平成２２年（フ）第９８８５号
神奈川県横浜市青葉区荏子田１丁目10―31
債務者　山下　哲郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４号
静岡県富士市松岡605番地の16、前住所静岡県富士市中島363番地の１
債務者　佐々木恭之
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本野　　仁
4　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３９号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1224番地
債務者　五十嵐隆雄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　弘之
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟508号、従前の住所神戸市中央区筒井町２丁目３番17号
債務者　坂根　　登
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽田　由可
4　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２９号
広島市東区中山上２丁目25番29号　Ｃ棟
債務者　石橋　吉浩
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９号
神戸市西区学園東町１丁目３番地の２110―305号
債務者　東藤　満男
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　破産債権の届出期間　平成22年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
大分県臼杵市大字江無田239番地の３
債務者　足立　信治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１号
広島県呉市広長浜４丁目４番10号
債務者　折見　将治
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　恒太
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２１号
大分県豊後大野市三重町赤嶺2590番地２
債務者　玉田　敏昭
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大分地方裁判所竹田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３６号
函館市梁川町12番６号
債務者　福岡智加子（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
函館市花園町30番25号
債務者　中野　紀行
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３８号
函館市富岡町２丁目39番30号
債務者　安藤能里子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
岩手県久慈市宇部町第20地割101番地１
債務者　仲村　公司
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部